

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

## 午後一時開議

○宮下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。鈴木克昌君。

○鈴木（克）委員 どうも、鈴木でございます。

税制についてということでもありますので、午前中の質問者と若干重なるところもあるかもしれませんが、大事な部分でございますので、私からも質問をさせていただきたいというふうに思います。まず、税制の構造改革の動向ということをお伺いしたいんですが、昨年の六月に骨太の方針が閣議決定をなされました。そのときには、経済社会の構造が大きく変わっていく、そんな中で、持続的な経済成長を維持促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたってオーバーホールをする、こういうことが閣議決定されたわけでありまして、これを受けて、政府税調で昨年の十一月には論

点整理が取りまとめられました。その中で、一個人所得課税及び資産課税において税負担の累進性を高めることで低所得層の負担軽減を図り、再分配機能を果たす重要性が増している。」というふうにされたわけでありまして。

こうした認識については私も全くそのとおりだというふうに思っておりますが、再分配機能について、これはもう相当前から指摘をされておった部分だというふうに思うんですね。率直に申し上げて、何を今さらとは言いませんけれども、少し対応が遅いんじゃないかな、このように思うわけでありまして、大臣、税制構造改革の見通しについてお伺いしたいというふうに思います。

○坂井副大臣 済みません、私の方からお答えをさせていただきます。

委員御指摘のように、骨太の方針二〇一五におきまして、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する、また特に、低所得若年層、子育て世代の活力維持と格差の固定化防止といった観点から、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを行うこととされておりました、これを受けて、昨年の夏以降、政府税制調査会におきまして、税制の構造的な見直しについて検討が行われ、昨年十一月に論点整理が取りまとめられました。

論点整理の本身にしましては委員御指摘のとおりでございますが、若年層などの働く意欲を阻害せず、安心して結婚し、ともに働きつつ子供を産み育てることができるとともに生活基盤を確保する、所得再分配機能を高め、国民が安心して暮らせる社

会的なセーフティネットを再構築し、経済の成長基盤を強化するなどの、見直しに当たっての基本的な考えが示され、また資産課税につきましては、資産格差が次の世代における機会格差につながらないよう、適切な資産再分配機能をどのよう確保していくか検討する必要があると基本的な方向性としてはされたところでございます。

今も政府税制調査会におきまして検討が進められておりまして、これまでに実施できた再分配機能の回復に向けた取り組みの影響などを見つつ、また、税制調査会における取りまとめなども今後発表されるということでございますが、参考にしつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○鈴木（克）委員 いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、私は、少し対応が遅いのではないのかなというふうにごこの件については思っております。

それで、消費税の軽減税率制度の見直しと廃止の可能性、まだ始まっていないのに廃止かよというふうに思われるかもしれないけれども、なぜかといいますと、今般の所得税法改正案の中に、附則第七十条に、消費税の軽減税率導入に当たっての必要な措置というのが盛り込まれておるわけでありまして、この規定には「消費税制度を含む税制の構造改革」という部分がありまして、私がきょうお伺いしたいのは、この「消費税制度を含む」という部分に軽減税率の見直しも含まれるのか否かということをお伺いしたいわけでありまして。

先ほど言ったように、導入前から廃止と言うのはおかしいんですけども、なぜこういふことを申し上げるかという点、線引きの問題とか、いろいろな課題が指摘をされているわけでありまして。したがって、軽減税率の改革も当然検討の対象になるというふうに思うんですが、そのような理解でいいかどうか、このことをお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 鈴木先生の御指摘のありました規定、いわゆる附則百七十条、これは軽減税率制度の導入に当たっての財源確保にかかわる規定でありまして、したがって、軽減税率制度の導入または継続を前提としたものでありますので、この条項に基づいて軽減税率制度そのものの改廃をというふうなことを行うことを規定しているものではありません。

○鈴木（克）委員 そうすると、軽減税率制度の廃止ということは現段階では全く考えていないということでありまして。

しかし、やはり制度でありますので、いろいろな問題が将来出てくる、そしてまた、いろいろな混乱が、想定外の混乱も出てくるという可能性が私はあると思うんですね。そのときには、我々が主張しております給付つき税額控除、それから総合合算制度、そういうものが、再びといいますか、検討の俎上に上がってくる可能性というのは、私はあるのではないのかなというふうに思うんですが、その点、もう一度大臣の御所見をいただきたいと思えます。

○麻生国務大臣 税というものをやった結果、非

常に大きな弊害が出たとか、いろいろなことによつて変えねばならぬという事態というものがないように考えていろいろやるのが仕事でありますけれども、その上で、あえて、こういったようなことが起きればという前提に対して、仮定の質問に少々お答えしにくいところでありましてけれども、私どもとしては、基本的には税というもののあるべき姿というものを考えておりますので、我々としては、我々の思っているものとは全然別のもの、いわゆる問題点が出てきた等々につきましてはその時点で検討せねばならぬという事態があり得ないということをお願いするつもりはありませぬ。

○鈴木（克）委員 まさに何が起きるのかわからないということでありまして。

そのときには、また我々も真剣に議論をさせていただいて、さらにいい制度があれば、そちらを研究し導入するということも、私は可能性としてはぜひ残しておいていただきたいし、また、そうあるべきではないのかな、このように思っています。

次に、法人税改革についてお伺いをしていきたいんですが、前向きな投資や、それから賃上げが可能な企業体質への転換、こういうことであるわけでありましてけれども、与党の平成二十八年年度税制改正大綱では、二十七年年度に着手した成長志向の法人税改革を大胆に推進するというところで、稼ぐ力のある企業等の税負担を軽減することによつて、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的、積極的な賃上げが可能な体質への転換を促すというふうにされておるわけであり

ます。

まさに、言葉的にはそういうことになるわけでありまして、私がぜひここでお伺いしたいのは、体質というところなんです、賃上げが可能な体質への転換。

この与党大綱で言う企業が前向きな投資や積極的な賃上げが可能な体質への転換という場合の体質とは、企業がどのような状態になればそのような体質になったというふうな判断をされるのか、ちよつと理屈っぽい話になりますけれども、やはり、その体質によつて今回のこの改正の目的がどこにあるかということになりますので、どういったことがこの体質が変わったというふうになるのか、御所見をいただきたいと思えます。

○麻生国務大臣 今回の法人税改革は、単に税率というものを二九・何％に引き下げるといっただけではなくて、課税ベースというものの拡大ということによりまして、財源をしっかりと確保しながら税率を引き下げることでもあります。

したがって、法人税課税というもののそのものをより広く負担を分かち合うという構造へ改革していくというものであります。

例えば、これは総務省の所管ということになりますけれども、大法人につきましては、法人事業税の外形標準課税の拡大ということを行いつつ税率を引き下げるといふことになりまして、稼ぐ力が高い企業というものは税の負担が減りますし、また赤字の大法人にとりまして、黒字化した場合の税負担というものが、いわゆる増加度合いというものが非常に緩和されるといふことになろう

かと存じます。

したがいまして、企業が収益力を高め、前向きな投資をやる、また継続的、持続的な賃上げ等々を行える体質に転換することを期待いたしております。

同時に、経済界も、与党税制改正大綱に関するコメントとして、これは昨年十二月の十六日に経団連会長が発言をしておられますが、法人実効税率を二〇％台に引き下げられることを歓迎するとして、設備投資等の増大、雇用の拡大、賃金のさらなる引き上げに積極的に取り組んでいきたいとおられますし、また新年の、一月五日でしたか、経済三団体、同友会、商工会議所それと経団連の団体代表のお話というのも聞いておりましたけれども、企業が今後、賃金の引き上げや投資拡大を積極的に進めていくんだという姿勢を表明されておられますので、今後の経済界の実際の取り組み状況というものをよく見きわめてまいりたいと考えております。

○鈴木（克）委員 体質ということについてはこのぐらいにしておきたいと思うんです。

ただ、私が申し上げたいのは、法人実効税率だけでこの体質が改善をしていくということは、私はないんじゃないのかなど。総合的な政策の中の一つがこの税率の問題ではないのかな、このように思うわけですが、その辺、二十八年度の税制改正では、税を下げる以外の方策とか施策といえますか、別にお考えになっておるところがあればお示しをいただきたいというふうに思います。

○麻生国務大臣 前にもこれは申し上げましたけ

れども、実効税率を仮に三〇％を切っていわゆる欧米とかヨーロッパ並みということになっていった場合、当然のこととして、税金が減る分だけ純益はふえることになります。問題は、その純益を何に使われるかです。

その純益がふえた分だけまたいわゆる企業の内部留保をためられるのでは、何のためにためられるのかわけがわからぬというので、本来の目的は何かといえば、金をためるのが企業の目的ですかということになりますので、基本的には、賃金の引き上げ、配当をふやす、もしくは設備投資等々にその内部留保というものを回していかれる、それが結果として景気の好循環というものを生みますし、消費というものにもつながっていくということだと思えますので、企業のこういった姿勢が一番問題なんだと思っております。

幸い、三団体の長ともそろって、この一月五日の新年の挨拶ではその点を御自分たちの方から強調しておられましたところは、我々としては期待をしているところであります。

○鈴木（克）委員 くどくなりますけれども、ぜひ、税だけではやはり本来の目的である国の活力を生むという形に私はなっていないというふうな思いますが、場が違うのでまた議論しますけれども、大企業についてはそういうことであっても、ではそれ以外の中小企業についてはどうだということな話にもなってきます。

いずれにしても、ぜひひとつ、今回のこの法人税改革が本当の意味での実効性あるものになるように、しっかりと国としても政府としても見

守りながら、また指導も相談もしていただきたいと思いますというふうに思うわけでありませう。

それで、次に、税を減らすということになると、拡大も当然考えなきゃならないということなんです。課税ベースの拡大ということでお伺いしたのは、生産性向上設備投資促進税制を廃止するという話になっておるわけですね。

これは、法人税率の引き下げは課税ベースの拡大をしつつ行うことは与党、政府とも共通の方針であるというふうに思います。今年度税制改正においても、課税ベースの拡大等として幾つかの項目が挙がっておるわけでありませう。その中でも、生産性向上設備投資促進税制の縮減、廃止というのは大きな増収項目として位置づけられておるといふふうに思うんです。

この措置を、期限が来たから廃止しますよということなのかもしれませんけれども、私は、政策税制として、日本再興戦略に示された設備投資額を、当初の目的を達成したからやめるのか、本当にそれが効果があったのか、もし効果があったのならやめてはいけないんじゃないのかな、そういう視点で、その辺を政府はどのようにお考えになつておられるのかということをお伺いしたいと思います。

財源確保が優先をするんだ、だから、実効性はあつたけれども、あくまでもこれは期限とともに廃止をするんだということなのか。いわゆる、この措置が、今回のあれが設備投資を達成したのかしていないのかという検証ですね、それがまず一つ。それから、期限が来たから単にやめるのかど

うか。その辺をちよつとただしてまいりたいと思います。

**○麻生国務大臣** 租特、いわゆる租税特別措置というものは、これは基本的には特定の目的という政策を実現するために有効な政策手段となり得るというのとは間違いないと思いますが、同時に、必要性とかその政策効果というものを見きわめた上で、常にその見直しを行っていくべきものだと考えております。したがって、毎年度、租特の期限が来るものは幾つもありますけれども、その中にあつては、取り扱いというものをよく見ていかないかぬというところだと思っております。

今御指摘のありました生産性向上設備投資促進税制につきましては、これは全体の期限が二十八年度末ということになっておりますが、一部は二十七年末の期限のものもあります。そういったことから、それに合わせて二十八年度税制改正においてこの議論を行ったところでありますが、その際、この制度というものは設備投資というものの促進を目的とするということでありますから、政府として官民対話の場ではゆるる設備投資の拡大というものを呼びかけております中で、この税制についてもいたづらに期限を延長しないという姿勢を示すことによって、企業の投資判断の前倒しを促すということを狙っておりますし、期限どおり二十八年度末に廃止するということについて明確化させていただいたところであります。

また、今般の法人税改革というものは、こうした取り組みによって財源というものをしっかり確保しつつ、法人実効税率の二〇％台を実現するも

のでありまして、経済界におきましても、先ほど申し上げましたとおり、こうした政府の対応を受けまして、設備投資の増大に積極的に取り組むこととしているということなど、そういった発言があつておりますので、我々としては、誤った政策というようなことではなくて、こういった我々の姿勢を明確にしたことが正しかったんだと思っております。

**○鈴木（克）委員** 次に、増収見込み額の妥当性ということでお伺いをしてまいりたいと思うんですが、租特透明化法に基づいて、平成二十六年度は、千七百七十三億円というふうに試算をされておるわけです。平成二十六年は制度の導入初年度でありまして、その減収額は三千五百二十億円と当初見積もられていたわけでありまして、そうすると、三千五百二十億円という見積もりに対して千七百七十三億円ということでありまして、実際には半分ぐらいしかその実効性はなかったということになるかと思えます。

こうした実績から考えると、今回の縮減、廃止による見直しで確保されるという平成二十九年度以降の見込み額二千四百十億円というのは、課税ベース確保の要請を受けて過大に見積もられておるのではないのか、このように思うんですね。けれども、この見積金額の妥当性について御説明をいただきたいと思えます。

**○佐藤政府参考人** お答え申し上げます。

今お尋ねの生産性向上設備投資促進税制につきまして、これを廃止することに伴う増収見込み額、

私どもは二千四百億と見積もっておりますが、それがどういふことかというお尋ねでございます。

この計算の基礎としましては、今お話ありましたように、法人税の租税特別措置の適用実態調査というものをベースにいたしますが、先般、二十六年分が明らかになつたわけでございます。

それで、今のこの租特を、制度見直しの時点、二十八年までどういふふうに推移をされるかというところで、その先を伸ばしていかなければならないということもございします。実際の実態を、申請件数などを見まして、そこは伸びるであろうという見込みから、今申し上げました二十六年度の実態にそういう点をも加味いたしまして計算をしたというところでございまして、そういうものとして適切な見積もりだと考えておるところでございます。

**○鈴木（克）委員** 今申し上げますように、二十六年度では約半分ぐらいしか実効性が上がっていないわけですよ。にもかかわらず、また今回は二千四百十億円という数値は、私は少し甘いのではないのかなというふうに思ったものですか。お尋ねをさせていただきました。杞憂に終われないんですけれども、少し甘い見積もりではないのかなという気がしたのでお尋ねをしたわけでありまして。

それで、次は、ちよつと私もよくわからなかったものから、御担当に来ていただいておりますので、御伺いしたんですけれども、スイッチOTC薬というのについて、この予算書に載っているわけですね。

今まで余り聞いたことがなかったので、これは

何ですかというふうに聞いたら、医薬品の分類と販売制度の中で、例えば、私も聞いたことがあるのが、ガスター2とかダマリンドとかロキソニンとか、薬の名前ですからあれですが、そういうものが、端的に申し上げて、今までは処方箋をもらって買ってもらったというのを、これからは処方箋なしで買えるようにする、こういうことなんです。

その理由がセルフメディケーションという考え方であるということなんですが、まず、このスイッチOTC薬に係る医療費控除の特例の創設ということについて御説明をいただきたいと思えます。

○佐藤政府参考人 御説明を申し上げます。

先生今お話ございましたように、いわゆるセルフメディケーションということで、骨太二〇一五におきまして、軽度な身体の不調は自分で手当てをする、そういう考え方を推進していこうという流れがございます。

その中で、医療用の医薬品と同じ有効成分が含まれる市販薬、これをいわゆるスイッチOTC薬と呼んでおりますけれども、それを使うことを促進するというところで医療費の適正化に資するというようなことを狙いとしておりまして、スイッチOTC薬の購入費用のうち一万二千円を超える部分につきまして所得控除を受けられるということ、医療費控除の特例という形で導入をすることとしたものでございます。

○鈴木（克）委員 どういう考え方からこういう形になっていったのかというのにはちよつとまた後で教えてもらいたいです。私は、規制緩和と

か自由化とかいうことではないかという部分もありませうけれども、果たして薬も、今の話では自分で処方箋を書くということですよ。

これは非常にある意味では危険な部分もあるのではないのかなというふうに思うものですから、いわゆる自己判断に基づく誤った種類の薬を選択するリスクや、無計画な利用等によって症状の重篤化や副作用が発生する懸念も排除できないというふうに思うわけでありませう。

このような指摘に対して、どのようなお考えでこの制度を今進めてみえるのか、お示しをいただきたいと思えます。

○麻生国務大臣 いわゆる通称スイッチと言われるOTCの話ですけれども、この薬を含みます医薬品の販売に際しましては、いわゆる薬剤師などが関与して、そして必要に応じて医師の診断を受けるということを勧めるなど、適正な使用のための必要な情報提供というものをやっているところとおもいます。

また、この控除を受けるに当たりましては、適切にセルフメディケーションというものに取り組んでいる人に限り支援するという視点でやりますので、納税者が、医師の関与を伴ういわゆる検診または予防接種というものを受けていることを条件ということにいたしております。

これによりまして、例えば重症の初期症状というものにおきまして適切な治療を受ける機会というものを逸してしまうといったような事態を避ける、回避できるという効果も期待できるのではないかというふうに考えております。

○鈴木（克）委員 今の御説明、わからぬわけでもないんですが、逆に私の言うこともぜひ御理解いただきたいと思うんですが、例えば体調が不調になった後の対症療法としての薬の購入ということになるわけですよ。

まず、私は、病気になるからというか、ぐあいが悪くなつてから薬を買うということに対して控除するよりも、その前に、例えばその予防や、今大臣がおっしゃった健康診断を医療費控除することによって、事前的に措置をするということの方が本来じゃないのかなというふうに思うんですよ。

これで誰が得をするというか、損をするというのはおかしいんですけれども、素人の生兵法とかいろいろありますよね。本当に、私は、さっきもちよつと言ったように、無計画な利用で副作用が出てしまったとか何とかということになる可能性がかなり高いんじゃないのかなというふうな気がします。

それよりも、今言っているように、ふだんの体力づくり、健康維持だとか、それからいわゆる健康診断をしやすいしていくとか、そういう形で医療費の控除を進め、経費を抑えていくということの方が本来であつて、今回の改正は、そんなに大きな薬は、私も医者じゃありませんので全部はわかりませうけれども、何か的が違つておるんじゃないのかな、考えていることが違つておるんじゃないのかな、こんな気がしますので、御担当で結構ですが、そうじゃないということ、私をぜひひとつ納得させていただきたいというふうに思ひ

ます。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

先生おっしゃいましたように、病気にかかる前の予防の努力というのは当然あつた方がもちろんいいということかと思えます。

このスイッチOTCの今回の特例措置というのは、やはりセルフメディケーションという考え方は一応あつて、軽い病気にかかった人がいきなり医療機関に行くのではなくて、薬局で購入をすることで、できれば医療費の適正化を図りたいという面はございます。

ただ、そういう控除を受けるいわば要件として、誰でもいいということではなくて、例えば、その方が自己管理をしている、すなわち、特定保健検診であるとか定期健診とか人間ドックとかそういうことを受けている、そういうことでこういうふうなOTC薬を買った場合ということで、その要件の中にそういう努力をしているという人を対象にするといったようなことで、そういった思想も盛り込んでいるところでございます。

○鈴木（克）委員 ちょっと私の理解力がないのか。

そうすると、証明か何かを持って薬局へ行くんですかね、私はそういう検診を受けていますよ、そういうあれをしていますよという。そういうことなんですか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

医療費控除の特例という位置づけでございますので、医療費控除を受けるときのいろいろな書類を整備いたしますけれども、この特例を受けると

きには、自分が買ったときの領収書に加えて、こうした健康診断をしつかり受けたということも添付していただくということで、その要件をいわば運用するというふうに考えてございます。

○鈴木（克）委員 これぐらいにしておきますけれども、何か、今回の措置は、私自身は腑に落ちないなど。むしろ、もつとほかにやる必要があるんじゃないですかということ言いたいわけです。製薬業界からの要請なのかわかりません。私はわかりませんが、何かちょっとこの施策については、さっきも言ったように、的が少し違つておるんじゃないのかな、別のところに力を入れていった方がいいんじゃないのかな、そんな気がしたものですから、私の専門分野外で、本当に私も最初、何なのか、ちつともわからなかったんですが、今御説明を聞いて、何となく、おぼろげながらわかつてきたということでもあります。

いずれにしても、国民が健康で、本当に長寿で幸せな生活を送る、そういうふうにしていくのはまさに国家の責任であり、我々の責任でありますので、くどくなりますけれども、乱用したり、副作用が出たり、おかしな形にならないように、しっかりと見きわめていっていただきたいな、このように思うところであります。

これはこれぐらいで終わります。さて、今回の税制改正で一番大きな問題は消費税の軽減税率制度ということになります。これを少しお話しさせていただきたいと思えます。

まず、予算委員会とか、また、きょうも午前中ありましたけれども、本当に、この制度の効果

というのがどこにあるのかということをお伺いしたいんです。

安倍総理は、買ひ物の都度、痛税感の緩和を実感できることが特に重要である、こういうことをおっしゃつて、これだから軽減税率制度の導入を決定した、このようにおっしゃつております。

しかしながら、低所得者対策ということであるなら、これまでもいろいろな方から指摘をされておるように、私は本当にそれでいいのかなというように思っています。

何が言いたいかというと、要するに高額所得者ですよね。麻生大臣は高額所得者だというふうに思いますが、大臣がキャビアを召し上がつても税控除になつていく。私はやはり、地元で若い人たちに言われるんですね。先生も控除になるんですかと言うので、そうだとつたら、少なくとも我々より所得の高い人たちが控除を受けるなんていうのは、それはおかしんじゃないですかというふうにずばつと言われて返答に窮するところもあるわけです。

くどくなりますが、本当にこの施策しかないのかどうかということを、私はいまだに腑に落ちない。むしろ高所得者にも恩恵が及ぶということである意味では、もつと違う方法の方がいいのではないのかなというふうに思うわけであります。

例えば、低所得者対策を税制で対応しようというのであれば、累進構造によつて所得水準に応じた税負担を求める所得税による対応をしていくという方が私は筋ではないかというふうに思っていますし、我々が主張しておる給付つき税額控除

というのは、少なくとも軽減税率制度よりは低所得者層を対象にした負担軽減策として有効なものであるというふうに思っています。

いわゆる特定の低所得者層に対して痛税感の緩和を実感できる、先ほどの総理が言われたことよりもさらに私は痛税感の緩和を実感できるというふうに思っておるわけですが、ぜひひとつ、もう一度、原点というか基本の話になるかもしれないけれども、私は麻生大臣ならその辺のところは御理解をいただけるのではないかなと思っておるんですが、大臣、いかがですか。

**○麻生国務大臣** これは鈴木先生、軽減税率制度というものにつきましては、もともとというのか、そもそも、制度上、高額所得者というものを適用から除外するといったことは困難であります。

日々の生活において、消費者が消費とか利用している商品の消費税負担を直接軽減するということによつて、いわゆる逆進性の緩和を図るとか、また痛税感の緩和を実感できるという利点があるというのがこの軽減税率というものの持つております利点として、この点が特に重要だということで、私どもとしては、ほかの、給付つき等、いろいろなやり方よりこれがいいということで今般導入を決定させていただいたことでもあります。こういうことをやらせていただいて、いづれにしても、消費税が上がるといことは税負担がみんなに及ぶわけですから、それをどうやって、軽減税率等々を採用して、低所得者への負担というもの軽減させるかということが一番大きな問題であります。

私どもとしては、額ではなくて、いわゆる家計調査というものを使って調べてみますと、酒類、外食を除きます飲食料品の消費支出の割合というものを見てみますと、年収が千五百万円以上の方ですと約一五%、しかし、年収二百万円未満の世帯ではそれが倍の三〇%程度というふうに率が上がりますので、そういったことを考えて、私どもは、低所得者の方が高所得者よりはるかにそういった面が高くなっておりまして、制度の導入によりまして、消費税の負担の軽減の度合いについて低所得者の方がより多くなっているというのパーセントから見てもはっきりしておりますので、その意味ではまさに逆進性の緩和につながるんだ、そう思つてこの導入を考えておるところであります。

**○鈴木（克）委員** 先ほども紹介しました、総理は、いわゆる買い物の都度、痛税感の緩和を実感できることが特に重要である、そういった判断でこの軽減税率の導入を決定したんだ、このようにおっしゃっておるわけですが、私は、くどくなりませけれども、本当に低所得者対策ということであるならば、さつき申し上げましたような給付つき税額控除の方がすつきりとしていくんじゃないのかなと。地元に戻つて、先生も、我々よりも少なくとも所得は高いだろう、一緒に軽減されるのかと言われたときに、本当に、それは今大臣がおっしゃったようなことを当然言わなきゃならないわけですが、そうじゃなくて、まだ別にそういうことをすきつとする方法があるわけですから、何もこれではないということでは私はない

と思うんですよ。まして、いわゆる八パーに据え置くだけのことですからね、一〇パーになったのを。これを例えれば五パーにしますとかゼロにしますということならまた話は全然別だと思ふんですけれども、これは、何か私自身は納得いかないというか腑に落ちないというか、本当にこれが低所得者の皆さんに喜ばれ、そして高所得の人たちがそれなりにきつと税を払うという、やはりそういう方向に私は変えていくべきではないのかなというふうに思うわけです。

給付つき税額控除について、大臣はどのようにお考えでしょうか。

**○麻生国務大臣** この給付つき税額控除というのは、御指摘のありましたように、対象者というものを絞れるということに関しては、これは利点があることは事実だと思います。

他方、この給付つき税額控除につきましては、いわゆる実際の買い物をするときのタイミングというものを考えましたときの、買ったときの購入額というものに全く関係なく、所得水準に応じて決まった額を給付されるということになりますので、消費税そのものの負担が直接軽減されるというわけではありません。また、消費者にとつても、痛税感の緩和に関しての実感はないということだと思つております。

また、所得というものや資産というものの把握、どれぐらいあるんですかというのに関しましては、所得の把握ができて資産の把握はなかなか難しいというのが実態でありますので、いわゆる行政

が執行を可能にするに当たつてのコストといった面も、これはもう一点考えておかねばならぬところだと思っております。

また、間違いとか不正受給とか、そういったものが海外でいろいろ出てきている話は御存じのとおりなので、そういった支給の適正性というものにつきましても、我々としてはそれをきちんと確保しておかねばならぬということなどを考えますと、私どもは、今言われましたような点に関しましては、確かにメリットもありますけれども、逆に、今申し上げたようなデメリットも十分に考えておかないかぬところではないかと思っております。

○鈴木（克）委員 私はそういうふうに思うし、そうでない方は軽減税率がいいんだということですから、平行線になるかもしれないけれども、いずれにしても、先ほど私が議論したように、この制度が進められていく中で、非常に大きな問題があるというふうになったときには、私は、廃止をするということも含めて、やはりきちっと考えていっていただく必要があるんじゃないかな、真の公平公正、平等というものを考えていったときに、何が本当に正しいのかということになるんじゃないかなというふうに思います。

話を進めさせていただきませんが、次に、軽減税率というところでいきますと、この対象品目や線引きの問題、取引の線引きの問題というのがあわけてすよね。これについて少しお尋ねをしていきたいんです。

酒と外食を除く飲食料品全般が対象になったと

いうことであります。しかし、これで全てが解決をしたというわけではなくて、飲食料品全般の中にもさまざまな、グレーゾーンといえますか、非常に難しい問題があると思うんですね。

もちろん、全てのグレーゾーンに対応するということは、これは神様でもない限りできないのかもしれないませんが、私は心配するのは、例えば、税務署ごとのその判断が異なるというような、実際に進める中でそんなふうになってきたときには、消費者や事業者の混乱を招くということになると思うんです。それからまた、消費税制度自体の信頼性が損なわれるということにもなるわけであります。

こうした事態に備えて、当局はどのような取り組みを行う予定なのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○麻生国務大臣 軽減税率の適用対象品目というのは、消費税率一〇％の引き上げに伴いまして、低所得者への配慮という趣旨を踏まえまして、幾つかのことを考えております。

日々の生活の中での消費または活用の状況、また、逆進性の緩和、そして、合理的かつ明確な線引き、そして、社会保障財源である消費税収全体、これはやり過ぎますと消費税収自身なくなつて社会保障という意味で本末転倒になりかねませんから、そういった意味では消費税収への影響などなどのあれを総合的に勘案をさせていただいて、酒類及び外食を除く飲食料品及び一定の新聞の定期購読料としたところであります。

今般の税制改正案におきまして、具体的には、飲食料品を、食品表示法に規定する食品、これに記されていないものはだめです、口に入るものであつても、食品表示法に記せられていないものはだめと。また、酒類も酒税法に規定する酒類というものにさせていただいて、外食も、テーブル、椅子などの飲食設備を設置した場所において飲食をさせるサービスと規定をするなど、適用対象品目につきましては明確に定義をしたところであります。

その上で、この定義の具体的な当てはめにつきましては、これは実際に個別具体的な状況を踏まえてその都度個別に判断をしていくべきものと考えておりますけれども、消費者及び事業者にとつて、軽減税率の適用範囲というものをわかりやすいものにする。そのためには、今後、その具体的な線引きの当てはめ等々につきましては、これは通達やQアンドAとかいろいろなものがあるうとは思いますが、できるだけわかりやすくお示しをするということは当然のことなのであつて、事業者からの相談等々につきましても対応を丁寧に行っていくというように努めてまいりたいと考えておつて、一時期、税務署に聞いたところうだなんという話がありました。税務署なんてところは最も電話をかけたくないところの一つですから、そんなところに問い合わせをする人はおりませんので、商工会議所とかいろいろな形で、そういったものに丁寧な答えられるようなところをを考えていかねばならぬところだと思っております。



○鈴木（克）委員 今、御丁寧に大臣がお示しをいただいたんですが、実際は、やはり運用を始めてみないとわからないところが相当出てくるんじゃないかなという気がしてならないですね。それほど、全然話は別ですけども、マイナス金利の話とこの軽減税率の話は、国民にとってよくわからないという話になってくると思うんですね。

したがって、極力、個別判断というようなことのないような、そしてまた、今、しかし最後はやはり税務署の判断というのがあるんじゃないのかなと思いますので、かけたくない、かけたくないのかということとは別としても、やはり、ありとあらゆる所管庁でそれなりのきちっと判断のできる体制を私はきちっとつくってほしいというふうに思うので、もし導入することになれば、ぜひひとつ万全の体制で混乱を招かないようにやっていただきたい、このことを要望させていただきます。

それから、当然、この話の延長が益税という話もお尋ねをしなければなりません。

消費税の事業者免税点制度や簡易課税制度によっていわゆる益税問題が生じてくるということはいまでも指摘をされておるところでございます。今般の税制改正法案では、いわゆるインボイス制度が導入されるまでの間、経過措置として、売り上げや仕入れの一定割合を軽減税率の対象品目にかかるとして売り上げや仕入れの額とみなして税額計算を行う方法などの特例が認められておることです。

これらの特例によって算出された税額というの

は実際の税額を下回る可能性もあるというふうに思うんですね。ここでいわゆる益税というものが発生するわけですが、こうした障害の可能性を伴う、まあ、特例ですよ。特例というのは、やはり消費税を負担する消費者側への説明が私は非常に不可欠だということに思うんですね。

何か、あいつは納めるべき税を猫ばばしておるんじゃないか、言い方は悪いんですけども、そういうようなことになったらこれは本当に悲劇でありますし、本来のものではないというふうに思うんですが、この特例を選択せざるを得なかったというのか、特例を選択した理由というのは何なんでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、政府として、軽減税率制度というものを導入することに当たりましては、がちがちやしない、混乱がないようにすることが極めて重要だと考えております。

したがって、複数税率に対応したいいわゆる区分整理というものが困難な中小事業者もおられるであろうということも想定しまして、税制上の対応として、売り上げの一定割合というものを軽減税率の対象であるものとするということができない税額計算の特例を設けるといふことにいたしております。

この売上税額の計算の特例というのは、事業者の状況に応じていろいろきめ細かな対応をするということが必要なんだと思えますが、実態と大きく乖離しないようにしておくことがすごく大事だと考えております。

仕入れた商品というものをそのまま販売する卸

売業者もしくは小売業者というものは、仕入れのいわゆる軽減対象品目の割合というものがわかる場合にはこれを売り上げの軽減対象割合として用いるということでしょうし、また、卸売とか小売業以外の事業者で、いわゆる連続する通常十日間ぐらゐの実績というものを採用しまして、大体、二対三とか、二対八とか、三対七とか、いろいろ、対象品目、対象品目じゃないとかいうのを、大体それくらいのものでわかるというような形で、十日間ぐらゐの実績を用いてみるとか、これらの方法も困難である場合には、原則、対象割合を百分の五十だということとして、特段複雑なものと考えているわけではございません。

いずれにせよ、今般の税制改正法案において、軽減税率制度の導入に当たって混乱が生じないようにということで、万全の準備というものを進めていかねばならぬと思っておりますので、政府の必要な体制というものをきちっと整備すると同時に、いわゆる事業者の準備状況というものをきちんと検証して、軽減税率制度の円滑な導入及びその運用に資するための必要な対応を行うということにいたしております。こういったことをきちっと明記させていただいて、政府としてしっかりと事業者への対応というものをやってまいりたいと考えております。

○鈴木（克）委員 最後の質問になると思えますが、一つ飛ばさせていただいて、インボイス制度への移行期間の妥当性ということについて質問をさせていただきます。終わりたいと思えます。

インボイス制度が平成三十三年四月から本格的

に導入される、それまでは、現行の請求書等をベースとした方式がとられるというふう聞いておるわけです。

まず、このインボイス制度へ完全移行するまでの間の措置について、その概要とスケジュール、そして、経過措置としていわゆる区分記載請求書等保存方式を導入する趣旨、ここをお答えいただきたいということが一点。

もう一つ、続けて御質問しますが、インボイスを導入するといいますか、そういった処理ができる業者に対してはインボイス制度を前倒しという形でやっていくというお考えは全くないのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

平成三十三年四月からインボイス制度に移行するというところで、それまでの間、四年あるわけがございます。いきなりインボイスというわけにもなかなか対応はできないということでございます。制度の趣旨、それから事務的な負担、そういうものを考えた上で、移行ができるようにということで、四年という程度の間をとらせていただいたということでございます。

その中身は、今までお話ありましたような、売り上げそれから仕入れの計算について、本来はきちつと、複数税率でございますから、区分経理をしていただかなければなりませんけれども、それがなかなか十分ではないというケースもありました。それから、特に中小企業者にはそういうことが起こりますので、一定の特例計算ということをしていただくということで、その間を対応いただく

いうことでございます。

それから、実際にインボイスが入りましたら、今度はまた、きょういろいろ御議論ございましたけれども、免税事業者の方々への影響もございまして、それについても一定の、仕入れ税額についての特例のようなものも考えながら、円滑にインボイスに移行できるように、導入までの期間をとりながら、その後も円滑にするような措置もあわせて講じているということでございます。

○鈴木（克）委員 もう終わります。

ただ、私は、申し上げたかったのは、四年の経過が、四年必要だということを主張される方もあります。逆に、現場の対応として、四年もかかっておって本当にいいんだろうかと。

いわゆるこういった経過措置の導入で、事業者としては、区分記載請求書等保存方式への対応と、インボイス方式への対応の、二回の対応が必要になってくるわけですよ。したがって、初めからインボイスを導入した方が、事務負担の面でも、また制度移行時の混乱という面でも影響が少なくなるのではないかなというふうにおっしゃる方もあるわけです。

したがって、もう一度御答弁いただきたいんですが、事務能力のある事業者に対しては前倒しでインボイスを導入することをお考えになるかどうか、それだけ御答弁をお聞きして、終わります。

○麻生国務大臣 いわゆる導入時期を前倒しするということについてですけども、これは、事業者の準備に配慮をして、四年間の準備期間を設け

て、平成三十三年の四月というぐあいにさせていただいておりますが、鈴木先生は対応する事務能力を持つている企業はもつと早く移行したかどうかということなんだと思いますが、この制度というものは、売り手と買い手というものが同じインボイスというものに、納入書に基づきまして税額計算をする仕組みでありますので、一部の企業というものが対応したとしても機能しないということになるということも御理解をいただきたいと思います。

加えて、このインボイスには事業者の登録番号を記載するということになっておりますので、この登録番号は平成三十一年四月以降に事業者の登録を受けてから付番することということにいたしておりますので、そういった意味では事業者の判断ですぐに記載できるものではございません。

そういった意味では、政府としては、こういったものの準備というものを、いろいろ御心配いただいて大変ありがたいと存じますけれども、万全の準備を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木（克）委員 終わります。ありがとうございました。